

発行 一般社団法人 池袋労働基準協会

TEL. 03-3988-6344 FAX. 03-3988-6366

<http://www.ikerokyo.or.jp/> e-mail:office@ikerokyo.or.jp

〒170-0014 東京都豊島区池袋1丁目8番8号

令和8年度 定時総会・懇親会開催



令和8年度定時総会は、6月17日(水)午後4時からホテルカデンツァ東京の地下2階「ラ・ローズ」において、役員及び会員総勢60名が出席して開催されました。

貝和博副会長の司会により、今井敏弘会長の挨拶、続けて今井会長が議長に就任し、資格報告のあと議事に入りました。第1号議案「令和7年度財務諸表承認の件と監査報告承認の件」、第2号議案「年会費の改定に関する件」について事務局から説明があり、審議の結果いずれも満場一致で承認されました。引き続き「令和7年度事業報告」「令和8年度事業計画」及びこれに伴う「令和8年度収支予算の報告」「令和7年度新入会員報告」などについて説明があり、いずれも承認されました。終わりに黒田哲治副会長の閉会の言葉により令和8年度定時総会は、無事終了いたしました。

目次

- ❖令和8年度 定時総会・懇親会を開催..... 1～3
 - 令和8年度事業計画
- ❖令和8年度 全国安全週間説明会を開催 4
- ❖池袋労働基準監督署からのお知らせ 5～6
 - 業務改善助成金のご案内
- ❖ハローワーク池袋からのお知らせ「雇用調整助成金が活用できます」 7
- ❖講習会等・協会行事実施報告と計画・全国労働衛生週間説明会等のご案内他 8

午後5時より地下2階「ラ・ローズ」において、懇親会が行われました。

福田副会長の司会により、今井会長の挨拶の後、ご来賓の練馬区経済課長 小沼寛幸様、池袋労働基準監督署長若月知宏様、池袋公共職業安定所長田中憲二様の3名よりご祝辞をいただきました。続いて上田副会長よりご来賓ご紹介、そして井口薫練馬産業連合会会長のご発声で乾杯が行われました。その後、ご来賓の皆様と会員の方々との名刺交換や歓談が行われ、最後に小池副会長の中締めにより、盛会のうちに閉会となりました。

ご 来 賓

練馬区経済課長

池袋労働基準監督署 署長

池袋公共職業安定所 所長

一般社団法人豊島産業協会会長

一般社団法人板橋産業連合会会長

一般社団法人練馬産業連合会会長

東京商工会議所練馬支部会長

東京商工会議所板橋支部事務局長

公益社団法人東京労働基準協会連合会専務理事

建設業労働災害防止協会東京支部豊島・板橋・練馬分会長

小沼 寛幸 様

若月 知宏 様

田中 憲二 様

福田 浩志 様

豊城 勇一 様

井口 薫 様

井口 薫 様

伊藤 海 様

上島 卓司 様

井上 靖雄 様



小沼 経済課長



若月 監督署長



田中 安定所長



今井 会長



練馬産業連合会 井口 会長



懇親会風景



小池 副会長

一般社団法人 池袋労働基準協会 令和8年度事業計画

月	日	行事名	会 場	備 考
4 月	6 日 9 日 23 日 24 日	池袋労基協ニュース(第 425 号)発行 新入社員安全衛生教育等講習会 監査 地区労働基準協会連絡協議会	I K E ・ B i s 協会研修室 東京労働局	東京局・東基連支部・地区協会
5 月	18 日 8 日 12 日 15 日 20・21 日 26 日	池袋労基協ニュース(第 426 号)発行 事業部会 総務部会 正副会長会議・理事会 安全衛生推進者養成講習 R8 年度労働行政運営方針等説明会	協会研修室 協会研修室 としま区民センター 協会研修室 としま区民センター	監督署・ハローワーク・協会共催
6 月	5 日 17 日 23・24 日	全国安全週間説明会 定時総会・懇親会 安全管理者選任時研修	としま区民センター ホテルカデンツァ東京 協会研修室	監督署・協会・建災防共催
7 月	9 日 6 日 17 日	池袋労基協ニュース(第 427 号)発行 第 22 回東京産業安全衛生大会 衛生推進者養成講習	一ツ橋ホール 協会研修室	
8 月				
9 月	3 日 7 日 16～18 日 15・16 日 29 日	池袋労基協ニュース(第 428 号)発行 全国労働衛生週間説明会 全国産業安全衛生大会 in 札幌 安全衛生推進者養成講習 産業保健フォーラム INTOKYO2026	I K E ・ B i s 札幌市 協会研修室 品川きゅりあん	監督署・協会・建災防共催
10 月	6 日 15 日 29・30 日	衛生推進者養成講習 事業場見学会 安全管理者選任時研修	協会研修室 理研ビタミン草加工場 協会研修室	
11 月	5 日 12 日 26・27 10 日 27 日	池袋労基協ニュース(第 429 号)発行 池労協ゴルフコンペ 事業部会・総務部会 正副会長会議・理事会 練馬・豊島・板橋地区年末年始労働災害防止推進大会	森林公園 GC 協会研修室 としま区民センター としま区民センター	監督署・協会・建災防共催
12 月	未定	地区労働基準協会連絡協議会	東基連	東京局・東基連支部・地区協会
1 月	7 日	池袋労基協ニュース(第 430 号)発行		
2 月	2 日 18 日 25・26 日	衛生推進者養成講習 設立 50 周年記念式典 安全衛生推進者養成講習	協会研修室 ホテルベルクラシック 協会研修室	
3 月	5 日 16・17 日	池袋労基協ニュース(第 431 号)発行 安全管理者選任時研修	協会研修室	



◆ 新規会員事業場のご案内（令和8年4月～7月） ◆

事業場名	住 所	事業内容
株式会社 kmG オートアシスト 板橋工場	板橋区坂下 1-22-10	指定自動車整備工場
一般社団法人 全日本労働福祉協会	大田区大森北 1-18-18	各種健康診断 作業環境測定

令和8年度 全国安全週間説明会を開催

主催：池袋労働基準監督署、(一社)池袋労働基準協会

建設業労働災害防止協会東京支部 豊島・板橋・練馬分会

協催：(一社)豊島産業協会・(一社)板橋産業連合会・(一社)練馬産業連合会



開場風景



若月署長



今井会長

令和8年6月5日(金)、としま区民センター多目的ホールにおいて、約100名の事業場の方が参加して、「令和8年度全国安全週間説明会」が開催されました。

この説明会は「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」のスローガンのもと、今年で99回目を迎える全国安全週間及び準備期間の効果的な実施と、これを利用した事業場の安全文化の醸成を促進する目的から、企業経営者や労務安全衛生担当者等を主な対象として開催したものです。



井上分会長

始めに、主催者より若月知宏労働基準監督署長、今井敏弘 (一社)池袋労働基準協会会長、井上靖雄建災防東京支部豊島・板橋・練馬分会会長3名の挨拶、引き続き上田一成副会長、小池聡副会長2名の紹介後、説明に入りました。

池袋労働基準監督署の樫村安全衛生課長より、「安全週間実施要綱等について」と題し全国安全週間及び準備期間における趣旨、及び、今年度示された、安全週間実施における留意事項と具体的な取組内容の説明がなされました。続いて、田母神第二方面主任監督官より「今後の労働安全衛生対策について」と題し、全国、池袋署管内の労働災害の動向や、転倒災害や腰痛等、行動災害の防止について説明がありました。引き続き「ハローワークの求人充足サービスについて」池袋公共職業安定所石川統括職業指導官より説明がありました。最後に、中央労働災害防止協会健康快適推進部の浜谷啓三様より「高齢者の労働災害防止のための指針の解説と対応」と題し、①高齢者の労働災害の現状 ②高齢者の労働災害防止のための指針の概要 ③加齢に伴う心身機能の変化と仕事への影響 ④加齢に伴いリスクが高まる労働災害・健康障害と対応についてご講演いただきました。



樫村課長



石川指導官



浜谷講師

池袋労働基準監督署からのお知らせ

令和8年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金
の引上げ計画



設備投資等の計画
(機械設備導入やコンサル
テイングなど)

計画の承認
と実施

業務改善助成金を支給
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、**交付決定後**に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後6か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月以降に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部または賃金課までお尋ねください。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- ・ 事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業所ごとに申請**いただきます。

申請期限と賃金引上げの期間

申請期間	賃金引上げ期間	事業完了期限
令和8年9月1日～ 申請事業所の都道府県において 適用される地域別最低賃金の 発効日の前日又は同年11月30日 のいずれか早い日	令和8年9月1日～ 申請事業所に適用される地域 別最低賃金発効日の前日	交付決定年度の1月31日

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金 の引上げ 額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満 の事業者
50円 コース	50円 以上	1人	30万円	40万円
		2～3人	40万円	70万円
		4～5人	70万円	70万円
		6～7人	90万円	90万円
		8人以上	110万円	110万円
		10人以上※	130万円	130万円
70円 コース	70円 以上	1人	40万円	50万円
		2～3人	50万円	100万円
		4～5人	130万円	130万円
		6～7人	180万円	180万円
		8人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円 以上	1人	90万円	100万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～5人	270万円	270万円
		6～7人	360万円	360万円
		8人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

事業場内最低賃金 1,050円未満	4/5
事業場内最低賃金 1,050円以上	3/4

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,050円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前6か月間平均における利益率が前年度と比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、パソコン等の新規導入が認められる場合があります。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- ・ 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成の対象となりません。
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ 同一事業所の申請は年度内1回までです。

令和7年度からの主な変更点

- ・ 助成対象経費の特例となっていた自動車（特殊用途自動車を除く）は、助成対象外となりました。
- ・ 引き上げる対象労働者は、雇用保険被保険者が対象となりました。
- ・ 物価高騰等要件に係る売上高総利益率及び売上高営業利益率の申出書の記入について、「最近3か月間のうち任意の1月」から「最近6か月間平均」になりました。
- ・ その他、申請に当たっては、最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認いただき申請をお願いいたします。

参考ウェブサイト

厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」

最新の要綱・要領やQ&A、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。

最低賃金特設サイト

全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

（参考）働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業所がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索





ハローワーク池袋からのお知らせ



事業主の皆さまへ

中東情勢による原材料の入手困難や価格高騰等に伴い
事業活動を縮小し、休業等を余儀なくされた場合
従業員の雇用維持のため

雇用調整助成金が活用できます

中東情勢による原材料の入手困難や価格高騰等に伴い事業活動を縮小する際、
従業員の雇用維持のため、休業や教育訓練等を実施した場合、
従業員に支払った休業手当等に対して雇用調整助成金による助成が受けられます。

対象となる事業所

次のいずれにも該当する事業主が対象となります。

- ① 雇用保険適用事業主
- ② 最近3か月の生産量等の生産指標が前年同期と比べて10%以上減少（詳細は裏面Q1,2）
- ③ 最近3か月間の雇用保険被保険者数等の月平均値が前年同期と比べ、
一定規模以上増加していない（詳細は裏面Q3）
- ④ 実施する休業等が労使協定に基づいた休業等の実施

助成内容

	中小企業	大企業
助成率（休業・教育訓練）	2 / 3	1 / 2
日額上限額	8,870円 雇用保険基本手当日額上限額 （令和7年8月1日現在）	
対象労働者の要件	雇い入れ後6か月以上の雇用保険被保険者	
支給日数	100日分 各事業所の対象労働者数 × 100日分	

支給日数が30日を超えた場合、次の判定基礎期間から教育訓練の実施率により助成率が変わる場合があります。

雇用調整助成金
お問い合わせ先



雇用調整助成金
ガイドブック



雇用調整助成金
サイト



雇用調整助成金の申請方法や助成額など制度の詳細は、

池袋公共職業安定所 本庁舎3階 助成金コーナー

☎03（3987）8609（33＃）

全国労働衛生週間説明会のご案内

令和 8 年度全国労働衛生週間説明会を下記により開催いたします。
皆様のご参加をお待ちしております。

開催日時 令和 8 年 9 月 7 日(月)午後 1 時 3 0 分～

会 場 IKE・Biz(としま産業振興プラザ)6 階多目的ホール

※ 詳細につきましては、同封のリーフレットをご確認ください。

－ 事業場見学会のご案内 －

日時:10月15日(木)8時50分出発 定員:23名
見学施設:理研ビタミン株式会社(草加市)

→ 昼食後 劇団四季ライオンキングを鑑賞
(有明四季劇場)

※詳細につきましては、同封のリーフレットをご
確認ください

－ 池労協ゴルフコンペのご案内 －

日時:11月12日(木)8:30スタート(予定)

場所:森林公園ゴルフ倶楽部

埼玉県大里郡寄居町大字牟礼1132

※開催案内のリーフレットは9月発行の会報に
同封します。

講習会等・協会行事実施報告と計画

当協会主催講習会等についての内容、お申し込みは同封のご案内か当協会ホームページをご覧ください。
他地区協会との共催講習会の内容、お申し込みは当協会ホームページをご覧ください。

なお、講習会等については中止となることもありますので、ホームページをご覧になるか、事務局までお尋ねください。

2026年(令和8年)4月～2027年(令和9年)3月講習会等実施計画(予定)

<池袋協会主催講習会等>	2026年(令和8年)									2027年(令和9年)		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新入社員安全衛生教育等講習会	9日											
労働行政運営方針説明会		26日										
労働法セミナー				22日								
全国安全週間説明会			5日									
全国労働衛生週間説明会						7日						
地区年末年始労働災害防止推進大会								27日				
人事労務・労働保険担当者法令実務説明会						30日						
安全衛生推進者養成講習		19-20日				15-16日					25-26日	
安全管理者選任時研修			23-24日				29-30日					16-17日
衛生推進者養成講習				17日			6日				4日	
労災保険給付の実務基礎講習会(三田幹事)		27日										
実務基礎講座「雇用・社会保険」(新宿幹事)			23日									
労働関係法令のポイント(三田幹事)			3-4日									
人事・労務担当者の労基法(新宿幹事)			17日									
労災保険給付 Atoz講習会(新宿幹事)			25日									

協会ホームページ <http://www.ikerokyo.or.jp/>

講習会等申込書、入会申込書をダウンロードできます。講習会等のご案内については、随時更新いたします。